

# わかる！社労士 & トミーの社労士合格ゼミ

## 2025年度版 法改正情報 (2025年2月18日掲載版)

わかる！社労士シリーズ&トミーの社労士合格ゼミをご利用いただきましてありがとうございます。このPDFファイルに掲載した法改正情報は、2025年度版のわかる！社労士テキスト&問題集及びトミーの社労士合格ゼミ(PDF)の編集後に発生した法改正に関する情報です。

**注意** テキストの訂正箇所の情報につきましては、訂正情報ファイルに掲載しておりますので、どうぞそちらをご覧ください。

**注意2** 法改正情報、訂正情報ともに、6月中旬に、最終版をアップする予定です。

### 【合格講座受講生の皆様】

合格講座の受講生の皆様には、合格講座の講義内で、トミーの社労士合格ゼミ PDF テキストの訂正、法改正などにつきましてご案内をさせていただきます。

## はじめに/表記について

このPDFファイル中では、下記の表記を行っています。

【テ】： うかる！社労士 テキスト&問題集 2025 年度版 を表しています。

【ゼ】： トミーの社労士合格ゼミ(PDF) 2025 を表しています。

## 労働安全衛生法

### 1. 電子申請の推進

#### 【改正の概要】

報告数の多い労働者死傷病報告等の報告について原則電子申請によることとするとともに、労働者死傷病報告における報告事項の整理等の所要の改正が行われました。

<b>該当箇所</b>	【テ】 P152	(4)
	P154	(6)
	P156	(7)
	P189	(2) ①、②
	P192	(5)
	P196	(2) ①
	【ゼ】 すべて Vol.1	
	P231	(4)
	P234	(6)
	P238	(7)
P306	(2) ①、②	
P313	(5)	
P319	(2) ①	

**改正内容**

【テ】 P152 (4)、P154 (6)、P156 (7)

【ゼ】 Vol.1 P231 (4)、P234 (6)、P238 (7)

(若干の表記の違いがあります)

改正前	改正後
～、遅滞なく、報告書を当該事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長に提出しなければなりません。	～、遅滞なく、電子情報処理組織を使用して、所定の事項を当該事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長に報告しなければなりません。

【テ】 P189 (2) ①

【ゼ】 Vol.1 P306 (2) ①

改正前	改正後
～を行ったときは、定期健康診断結果報告書を、遅滞なく、所轄労働基準監督署長に提出しなければなりません。	～を行ったときは、遅滞なく、電子情報処理組織を使用して、所定の事項を所轄労働基準監督署長に報告しなければなりません。

【テ】 P189 (2) ②

【ゼ】 Vol.1 P306 (2) ②

改正前	改正後
～を行ったときは、遅滞なく、有害な業務に係る歯科健康診断結果報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければなりません。	～を行ったときは、遅滞なく、電子情報処理組織を使用して、所定の事項を所轄労働基準監督署長に報告しなければなりません。

【テ】 P192 (5)

【ゼ】 Vol.1 P313 (5)

改正前	改正後
～、定期的に、心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければなりません～	～、定期的に、電子情報処理組織を使用して、検査及び面接指導の結果等について、所定の事項を所轄労働基準監督署長に報告しなければなりません～

【テ】 P196 (2) ①

【ゼ】 Vol.1 P319 (2) ①

改正前	改正後
～、遅滞なく、労働者死傷病報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければなりません。	～、遅滞なく、電子情報処理組織を使用して、所定の事項を所轄労働基準監督署長に報告しなければなりません。

## 徴収法

### 1. 雇用保険率/失業等給付費等充当保険率

#### 【改正の概要】

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの失業等給付費等充当保険率が告示されました。弾力的調整により1000分の1下がりました。

**該当箇所** 【テ】 P432

#### 改正内容

##### (1) 本文(1)の ①失業等給付費等充当保険率

1000分の8、1000分の10という本来の率が

⇒ **P433 (5)①**の規定が適用され、1000分の7、1000分の9とされました。

⇒ ついては、**全体の雇用保険率は、1000分の14.5、16.5、17.5**となります。

⇒ 育児休業給付費充当徴収保険率は、引き続き、1000分の4とされました。

(側注：右側の小さい文字の箇所 \*4参照)

# 健康保険法

## 1. オンライン資格確認の開始に伴う改正

### 【改正の概要】

2024年12月2日以降、健康保険証は新たに発行されなくなり、マイナンバーカードの健康保険証利用（マイナ保険証）により、被保険者資格の確認をオンラインで行うしくみに移行しています。

一方で、マイナンバーカードを取得していない方や、まだマイナンバーカードを健康保険証として利用する登録をしていない方には、マイナンバーカードによらず保険資格が確認できるように、「資格確認書」の交付を受けることができます。

この改正を受けて、従来、「被保険者証の交付」として記載していた下記の該当箇所の記載事項につき法改正があり、資格確認書の交付等に関する規定が変わっています。

### 該当箇所 【テ】 P616 本文

⑤被保険者証の交付(則 47 条)

⑥被保険者証の返納(則 51 条)

及び

上記に関する P616、P617 に記載した側注側注

※側注:テキスト各ページ右側の小さい文字の箇所のことです。

P624 四角2 療養の給付の受け方 の制度趣旨

## 改正内容

(1)P616 本文 ⑤、⑥を以下に差し替えます。

(表記がテキストと違っている点につきまして、どうぞご容赦ください)。

### ⑤資格確認書の交付等(法51条の3、則47条他)

#### 1 資格確認書の交付

被保険者又はその被扶養者が電子資格確認を受けることができない状況にあるときは、被保険者は、保険者に対し、被保険者若しくはその被扶養者の資格に係る情報を記載した書面の交付又は電磁的方法による提供(資格確認書)を求められます。

#### POINT

- ◆保険者は、速やかに、書面交付又は電磁的方法による提供を行うこととされています。
- ◆被保険者又はその被扶養者は、資格証明書を提示することにより被保険者であることの確認を受けることができます。
- ◆資格確認書の有効期限は、交付又は提供の日から起算して5年を超えない範囲内において保険者が定めます。

#### 2 資格確認書の送付

①保険者は、資格確認書を交付しようとするときは、原則として、事業主に送付しなければなりません。ただし、保険者が支障がないと認めるときは、(直接)資格確認書の申請者に送付することができます。

また、資格確認書を送付された事業主は、遅滞なく、申請者に送付しなければなりません。 **4択**

②保険者は、申請者が任意継続被保険者である場合は、資格確認書を任意継続被保険者に送付しなければなりません。

#### PLUS

所定の場合(特定疾病患者の認定に係る情報を資格確認書に記載した場合など)は、資格確認書の交付その他の手続きについて、事業主を経由せずに行います。

## ⑥資格確認書の返納(則 51 条)

### 1 当然被保険者

資格確認書の交付を受けている被保険者は、下記の ①～④（④については、被保険者が共済組合の組合員の資格を取得したことにより、共済組合の特例の規定の適用を受けるに至ったとき）に該当したときは、**5日以内**に、資格確認書を事業主に提出しなければなりません。また、事業主は、遅滞なく、資格確認書を回収して、保険者に返納しなければなりません。 **4択**

- ① 被保険者の資格を喪失したとき
- ② 被保険者の保険者に変更があったとき
- ③ 被保険者の被扶養者が異動したとき
- ④ 共済組合の特例の規定の適用を受けるに至った場合の届出を行うとき

### 2 任意継続被保険者

資格確認書の交付を受けている任意継続被保険者は、次の ①～④に該当したときは、**5日以内**に、被保険者証を保険者に返納しなければなりません。

#### 22 選

- ① 任意継続被保険者の資格を喪失したとき
- ② 任意継続被保険者の保険者に変更があったとき
- ③ 任意継続被保険者の被扶養者が異動したとき
- ④ 共済組合の特例の規定の適用を受けるに至った場合の届出を行うとき

## (2)P616 上から3つ目の側注を下記に差し替え

### POINT

#### 【被保険者資格証明書】

厚生労働大臣は、協会管掌健康保険の被保険者に対し、被保険者情報の登録又は資格確認書の交付、提供等が行われるまでの間に必要があると認めるときは、有効期限を定めて被保険者資格証明書を交付します（則 50 条の 2）。**23-26-3 択**

**(3)P616 一番下の側注を下記に差し替え****POINT \*3**

資格喪失の原因が死亡であるとき、又は資格確認書を提出すべき者が死亡したときは、埋葬料又は埋葬費の支給を受けるべき者が、その申請の際、資格確認書を保険者に返納しなければなりません。 **20 択**

**(4)P624 四角2 療養の給付の受け方 の制度趣旨を下記に差し替え****制度趣旨**

給付を受ける場合は、原則として、オンライン資格確認（オンラインで行うマイナンバーカード等を利用した被保険者又は被扶養者の資格の確認方法：「電子資格確認」といいます）により被保険者であることの確認を受けます。例外的に、資格確認書により確認を受けることとされています。

以下、白紙。 今回のファイルはここまでです。